
【優秀賞】

共に歩み、闘った2年

山田恵太 東京弁護士会・65期

はじめに

すべての始まりは、私が弁護士1年目に受任した少年被疑者国選事件だった。私にとっては、弁護士になってから、まだ2件目の少年事件。この事件が形を変えながら2年以上も続くものとは、そのときは想像もしていなかった。

事案の概要——Aくんについて

被疑者のAくんは、当時18歳の少年。いわゆるオレオレ詐欺の受け子として、詐欺事件で勾留されていた。

Aくんは、東京からは新幹線などを使って3時間半ほどかかる遠く離れたX県の出身。小学校高学年の頃、両親の離婚により、お母さんと弟と3人で暮らすようになった。その後、徐々に非行に走るようになり、中学生のときには、傷害事件を起こして少年審判で保護観察処分となった。その後も、Aくんの生活態度があまり改善しなかったうえ、お母さんが病気を患って仕事を休まなければいけない状況となったことで、Aくんは家を出て、父親のもとで生活することとなった。Aくんは、お母さんが病気になったのは自分の責任だと考え、家を出た後は、お母さんにはまったく連絡をとらないようにしていた。そして、放任主義の父親のもとで、高校を中退し、夜間に飲食店のアルバイトなどをして生活するようになった。

そんななか、Aくんに、中学時代の友人から連絡

が来た。友人は、Aくんの状況を聞き、東京でいい仕事があるから上京しないか、と持ちかけてきた。Aくんは、気心の知れた友人からの誘いだったことから、何の疑いも抱かずに、その話に乗ってしまった。

そして、Aくんは、ありったけの貯金で新幹線のチケットを買い、上京した。

Aくんを待っていたのは、Bという中年の男性だった。Bから、仕事について、「書類を受け取る仕事」だと説明されたAくんは、「とても割のいい仕事だ」と思っただけだった。そして、何も知らないまま、オレオレ詐欺事件に関与し、受け子として仕事を行うようになったのである。

しかし、何度目かの受け子の仕事の際に、Aくんは、現場に赴いたところで警察官に事情を聞かれることとなった。そして、警察署で、Aくんは初めて、自分がやっていたのが詐欺という犯罪だと知らされた。

任意の取調べが終わり、警察から出た後、Aくんは、Bをはじめとする関係者に呼び出された。Aくんは、被害金を持ち逃げしたのではないかと疑われていたのだ。必死に警察に捕まったことを説明するも、信じてもらえず、Aくんは執拗な暴行を受けた。そして、今後も仕事を続けることを誓わされることとなった。その日から、Bと寝食を共にする生活が始まった。Bからは、日常的に暴行を受ける日々だった。Aくんは、早くBのもとから逃げ出したいと考えることもあった。しかし、逃げるためのお金はない。しかも、このようにして犯罪に関与してしまった以上、X県にも帰ることのできる場所はない。そう考えると、結局逃げ

出すことはできなかった。Aくんは、そのままオレオレ詐欺事件に継続的に関与することとなってしまったのである。

そして、このような生活を何カ月か続けたある日、逮捕された。

捜査段階の弁護活動

私が国選弁護人として受任したのは、Aくんが関与した1件目の事件であった。この事件については、Aくんは詐欺だと知らずに関与していた時期のものである。

そのため、取調べについては、黙秘の方針をとることとした。共犯者もまだ捕まっていなかったうえ、携帯電話に残っているメールデータ等の客観的証拠からも、故意を認定するのは困難と考えた。Aくんも、方針どおり、どうにか黙秘を続けることができた。私は、検察官に対し、否認の意見書(嫌疑なしのため家裁送致すべきでない旨)を書いて提出するなどした。

結局、このようにして、1件目の事件は、処分保留で釈放となった(なお、この事件については、最終的に家裁送致はされなかった)。

しかし、Aくんは、そのまま、一連の詐欺事件のうちの別件で、都内の別の警察署に再逮捕されることとなった。私は、その事件についても、継続して国選弁護人として活動することとなった。

このような動きと並行して、私は、Aくんと、今後の生活について、接見で話したいと考えていた。しかし、Aくんは、「自分はもう終わりだ。今後のことなんて考えても、結局少年院に行くのだ」と考えている状況であった。私も、そんなAくんに、どんな言葉で励まし、前向きになつてもらうか、考えあぐねていた。

そこで、まずはAくんにいろいろな本を差し入れて、その感想をお互いに話すようにした。また、事件や将来のことともまったく関係ない雑談をたくさんした。私自身、Aくんと話をしているのは楽しく、思わず時間を忘れ、終電を逃しそうになるまで話し込んでしまうことも多かった。そんなことを繰り返していくうち、徐々にAくんと深い話ができるようになっていった。家族のことはもちろん、Aくんが今後どんな生活したいかなどについて、自然に話が出てくるようになって

ていたのである。そんななかでAくんから出てきたのが、「お母さんのところで、もう一度人生をやり直したい」、そして、「お母さんがやっている仕事(子ども関係の仕事)と同じ職業につきたい」ということだった。ただ、Aくんは、お母さんが自分のことを受け入れてくれるのかについて、非常に不安を感じていた。もとも、自分がいたせいでお母さんが病気になってしまった、そう考えているAくんとしては、そもそも連絡をとっていいのかさえも悩んでいる様子だった。

しかし、一度連絡をとってみたいことにはわからない。私はAくんと話し合い、とりあえずお母さんに連絡を入れてみることにした。電話で出たお母さんは、非常に戸惑っていた。2年以上連絡がなかったところに、急に東京で逮捕・勾留されていると聞けば、当たり前のことだろう。Aくんの思いを伝えても、すぐにはOKと言ってもらえるような状況ではなかった。しかし、その後も、何度かAくんの気持ちを伝えていくうちに、反応が少しずつ変わっていった。そして、最終的には、どうにか仕事の予定をつけ、一度Aくんに面会に来てくれることになった。

お母さんが会いに来るという報告をしたときのAくんの表情は今でも忘れられない。会いに来てくれるんだ!といううれしさと、それと同時に、ちゃんと自分が受け入れてもらえるのだろうか……という不安が入り交じった、とても複雑な表情だった。

面会当日。面会室でお母さんに会ったAくんは、最初、ほとんど声が出なかったとのことであった。しかし、この面会をきっかけに、お母さんは、Aくんの同居について前向きに考えてくれるようになっていった。

このような結果も受けて、2件目の事件では、観護措置決定を争った。しかし、これは容れられず、観護措置が決定されてしまった。そして、事件はX県に移送されることとなり、Aくんも、東京の鑑別所に数日入った後、X県の鑑別所へと送られた。

少年審判

遠く離れたX県では、私が付添人となっても十分な活動することはできない。Aくんには、X県の弁護士であるK先生に付添人に付いていただいた。

私は、不安を感じていた。オレオレ詐欺の架け子

や受け子については大変重い処分がなされており、少年の場合、そのほとんどが少年院送致となっていると聞いていたからだ。しかし、自分は付添人として関与することはできない。あとはK先生にすべてお任せするしかないと思った。このようにして、自分には何もできない、落ち着かない数週間が経過した。

Aくんの少年審判の日、私はどきどきしながら、結果についての連絡を待っていた。すると、Aくんのお母さんが連絡をくださった。

結果は、無事に、補導委託による試験観察処分となったとのことであった。これは、ひとえに、付添人をしてくださったK先生、そして、Aくんと向き合い今後のことを親権に考えてくださったお母さんの存在の賜だろう。私も、自分のことのように、本当にうれしかった。これで事件としては終わり。最終処分は残っているものの、きっとAくんなら大丈夫。あとは、Aくんの今後の成長を遠くから見守れればと考えていた。

2度目の身体拘束！

試験観察中も、Aくんは、たびたび手紙を送ってくれた。

その手紙からは、日々の悩みもありながら、少しずつ前進しようとしているAくんの様子が伝わってきた。生きるとはどんなことか、更生するって何なのか、いろいろなことを自問自答しながら、Aくんは生活していた。私も、できるかぎり、自分なりに、その疑問に対して、返事を書くようにしていた。

このようにして過ごしていたある日、状況が一変した。Aくんから事務所に、緊急の連絡として電話が入った。普段は補導委託先では電話を自由に使うことはできない。何が起きたのかと心配になりながら電話をとった私は、その内容を聞いて、思わず「なぜ……」と絶句してしまった。警察からAくんに連絡が入り、一連のオレオレ詐欺のうちの1件について、再度東京で逮捕されるというのだ。

そして、次の日には、Aくんは東京の警察に連れてこられてしまった。警察の接見室で会ったAくんは、とても落ち込んだ表情をしていた。「先生とはこんな形で再会したくなかった。ちゃんと試験観察を終えて、しっかりやってます、という姿を見せたかった」と。私も、その言葉を聞いて、返す言葉が思いつかなかっ

た。

Aくんについて、今回の逮捕が、その要件を満たしていないことは明らかだった。X県で保護観察中のAくんに罪証隠滅ができるわけがない。また、今逃げ出せば、試験観察が打ち切られる可能性が高く、あえて逃亡するおそれがないことも明らかだ。

私は、先輩弁護士と同期の弁護士にも共同受任をしてもらい、連日接見をし、身体拘束についても徹底的に争うこととした。検察官に面談をした際、「取調べなら、警察官や検察官がX県に行けばいいじゃないですか」という私の問いかけに、検察官は、「X県は遠いですから。私たちが行くのは、なかなか難しいですよ」と答えた。それが本音なのだろう。結局、この身体拘束は、捜査機関の取調べの便宜のためというところが、最も大きいのだと感じた。

このような違法な身体拘束を許すわけにはいかない。しかし、準抗告などをしても、いずれも結果を出すことはできなかった。安易な身体拘束を許す裁判所の判断に対しては非常に残念に感じたし、なにより、その判断を覆すことができなかった自分の力のなさが、本当に悔しかった。

最終的に、この事件は、X県の家裁に送られた後、もともとの少年事件と併合され、審判の結果、試験観察処分が継続されることとなった。

その後のAくん

再び試験観察処分となり、補導委託先へ帰ったAくんは、その後も定期的に連絡くれた。

Aくんは、補導委託先での仕事を通し、子どもに関わる仕事に就きたいという気持ちを固くしたようだった。しかし、そのためには、大学に進学し、資格を取得しなければならない。高校を中退してしまっているAくんにとっては、決して楽な道ではない。それでも、Aくんは頑張りたいと話していた。お母さんも、そんなAくんを応援していた。

半年ほどの試験観察期間を経たうえで、Aくんは保護観察処分となった。Aくんは、お母さんの待つ自宅に戻ってからも勉強を続けた。そして、無事に高卒認定試験を受けることができた。今回の事件まで、ほとんど高校にも行かずに、勉強という勉強をしてこなかったAくん。しかし、なんと一発で認定試験に合

格することができた。

合格後には、大学受験までの勉強期間にもかかわらず、東京に報告を兼ねて遊びに来てくれた。試験観察中に東野圭吾の『麒麟の翼』を読んで、「いつか日本橋を見て、そこをスタートとしてやり直したい」と話していたAくん。一緒に日本橋に見学に行ったりして、とても楽しい時間を過ごすことができた。もちろんまだまだ子どもの部分もあるけれど、一步一步着実に成長していくAくんの姿を見て、とてもうれしかった。

そして、ちょうどこの頃、Aくんは20歳を迎えて成人した。

3度目の身体拘束!?

しかし、そんなAくんに、またまた事件が起きた。

本番である大学受験まで、あと1カ月ほどに迫ったところで、またもAくんに警察から連絡があったのだ。前回と同様に、一連のオレオレ詐欺事件の1件で、東京で逮捕するとの連絡だった。

今回も、明らかに逮捕の必要性はないだろう。しかも、Aくんは、大学受験直前の状況である。今逮捕されてしまえば、試験を受けることはできず、1年間を無駄にしてしまうこととなる。電話をしてきたAくんも、本当に気を落としていた。「結局、俺が頑張ろうと思っても、いつもこうなってしまうんです。自分がやったことだから仕方ないけど、なんでこんなタイミングなんでしょう……」。

私は、すぐに警察に連絡をして状況を確認した。すると、やはり逮捕する予定であるとのこと。私は、電話で強く抗議をした。逮捕する理由を聞くと、「結局は、こちらからX県に行くのは難しいということです」とのこと。私は、この発言を録音したうえで、「そうであれば、こちらから何うこともできるはずですよ。まったく逮捕する理由になりません」と話をした。しかし、警察は、「そう言われても……」などとまったく聞く耳をもってくれない態度だった。このままでは本当に逮捕されてしまうかもしれない。不安を感じた私は、あらためて、逮捕の要件がないことを明確にするため、取調べについては任意に応じるつもりである(ただし、その時期は受験後としてほしい)ことを明記した内容証明郵便を送付した。

このような書面が功を奏したのかはわからないが、警察からは、逮捕するかどうかはまだ不明であるが、少なくとも受験までは取調べも逮捕もしないとの連絡があった。Aくんは、この報告を聞いて、少しだけ安心したようだった。

大学への合格

Aくんの受験直前、私は、湯島天神へAくんの合格祈願に行った。今までのことを考えれば、一発で大学に合格することは簡単なことではない。でも、ここまで頑張ってきたAくんの力を信じ、どうにか合格してもらいたいと願った。

大学受験の合格発表の日、Aくんから連絡が来た。結果は、希望どおりのコースではなかったものの、無事に合格することができたとのことであった。本当に合格するなんて！ 私は本当にうれしく感じるとともに、これだけAくんが頑張って掴み取った将来への道を、ちゃんと守ってあげたいと思った。

そのためにも、事件についてしっかりと対応しなくては。私は、その後も警察と連絡をとりつづけた。その結果、最終的に逮捕はせず、在宅で捜査することにすると言質をとることができた。

しかし、一方で、Aくんは、取調べに応じるため、大学生になった直後から、何度も東京まで来なければ行けないこととなった。交通費だけでも馬鹿にならない。本来であれば、被害弁償などのために使えはずのAくんのアルバイト代も、月に2回などというペースで繰り返し呼び出されることにより、ほとんど手元に残らない状況だった。

公判

Aくんはすでに成人しており、家裁送致はない。捜査の結果、検察官は起訴の判断をした。起訴自体についても不満があったものの、起訴されてしまった以上、なんとしてでも執行猶予判決を得なければならない。ようやく大学生になったAくんの将来を奪うことにならないようにしなければ。もちろん、オレオレ詐欺の受け子については、原則実刑となるという話はよく聞いていた。ただ、この事件は、他の事件とは異なる。本来であれば、今までの事件と一緒に少年

事件として扱われていたはずの事件であるのだ。当然、実刑を受けてしまえば、Aくんはせっかく入学した大学を辞めざるをえなくなってしまう。それだけは、絶対に避けなければならない。

裁判では、一連のオレオレ詐欺後のAくんの少年事件の審判結果や、Aくんの生活について、詳しく立証する必要があると考えた。具体的に、弁護側書証として、被害弁償についての報告書(一度面談してお話をしたが、被害弁償はできなかった)のほか、Aくんの大学の合格証書、学生証などを請求した。また、試験観察中に、私とAくんの間でやりとりした手紙も、Aくんが真摯に事件に向き合っていることが明らかとなる内容であったため、まとめて証拠調請求することとした。

さらに、Aくんの担当保護司の方については、証人尋問を予定したものの、担当の保護観察官からストップがかかってしまったため、やむなく報告書の形で提出した。人証としては、お母さんに来ていただき、Aくんと事件前後の関わりの変化、Aくんの事件後の生活状況などについて話をしていただいた。被告人質問においては、犯行に関わるようになった経緯や、少年事件における処分の経緯等をなるべくわかりやすく、そして詳しく伝えられるように心がけた。

判決

判決の日、Aくんは東京に来た。前の日は、緊張して寝られなかったとのことであった。私も、Aくんの前では冷静を装いつつ、内心はとてもどきどきしていた。

そしていよいよ判決。

結果は、懲役2年6月保護観察付きの執行猶予4年。判決では、罪質や受け子という役割などからすれば、本来実刑が検討されるべき事案であるということが強調されていた。しかし、一方で、①Aくんが詐欺組織に取り込まれたことは自業自得であるにしても、実際にAくんが詐欺組織から離脱しその指示を拒むことは容易でなかったことがうかがわれること、

②Aくんが反省を深めていること、③本件については、本来もっと早く発覚していれば一連の非行として少年事件として扱われていた事件であることが考慮されるべきであること、などの理由で、執行猶予が付されることとなった。

保護観察が4年という長期にわたって付いてしまったことについては、残念に感じた。しかし、とりえず無事に執行猶予が付いたということで、Aくんと一緒に、本当によかったと口々に言い合った。判決後に、Aくんと一緒に食べた昼ご飯は、とてもおいしかった。最後に、「次はこっち(X県)に遊びに来てくださいね」と言って去って行ったAくんの後ろ姿が、最初に出会ったときよりも大人になっているように感じた。

おわりに

現在、Aくんは大学に通いながら、自らの夢の実現に向けて頑張っているところである。この事件に関わり、Aくん自身の変化を目の当たりにしながら、その成長と共に歩むことができたことは、私自身にとって非常にうれしいことであった。少年審判自体を担当したわけではないが、少年の成長を直に感じる事ができたという点では、少年事件の醍醐味を感じることができたと思う。

ただし、同時に、この事件では、捜査機関の便宜による身体拘束、そして、捜査のタイミングによってなされた起訴に、大いなる疑問を感じた。これに対して、自分なりに全力で争ったが、とくに、身柄拘束について成果を出すことができなかったことは今でも悔やまれる。

Aくんは、Bに奪われた銀行口座をオレオレ詐欺に使用された結果、銀行口座を所有できない状況が続くなど、まだまだ今回の事件による不利益を受け続けている。今後も、Aくんと共に歩みながら、Aくんの進む道を阻むものに対して共に闘っていきたい。

(やまだ・けいた)

※ 本件の判決文はLEX/DB25541585に掲載。

